

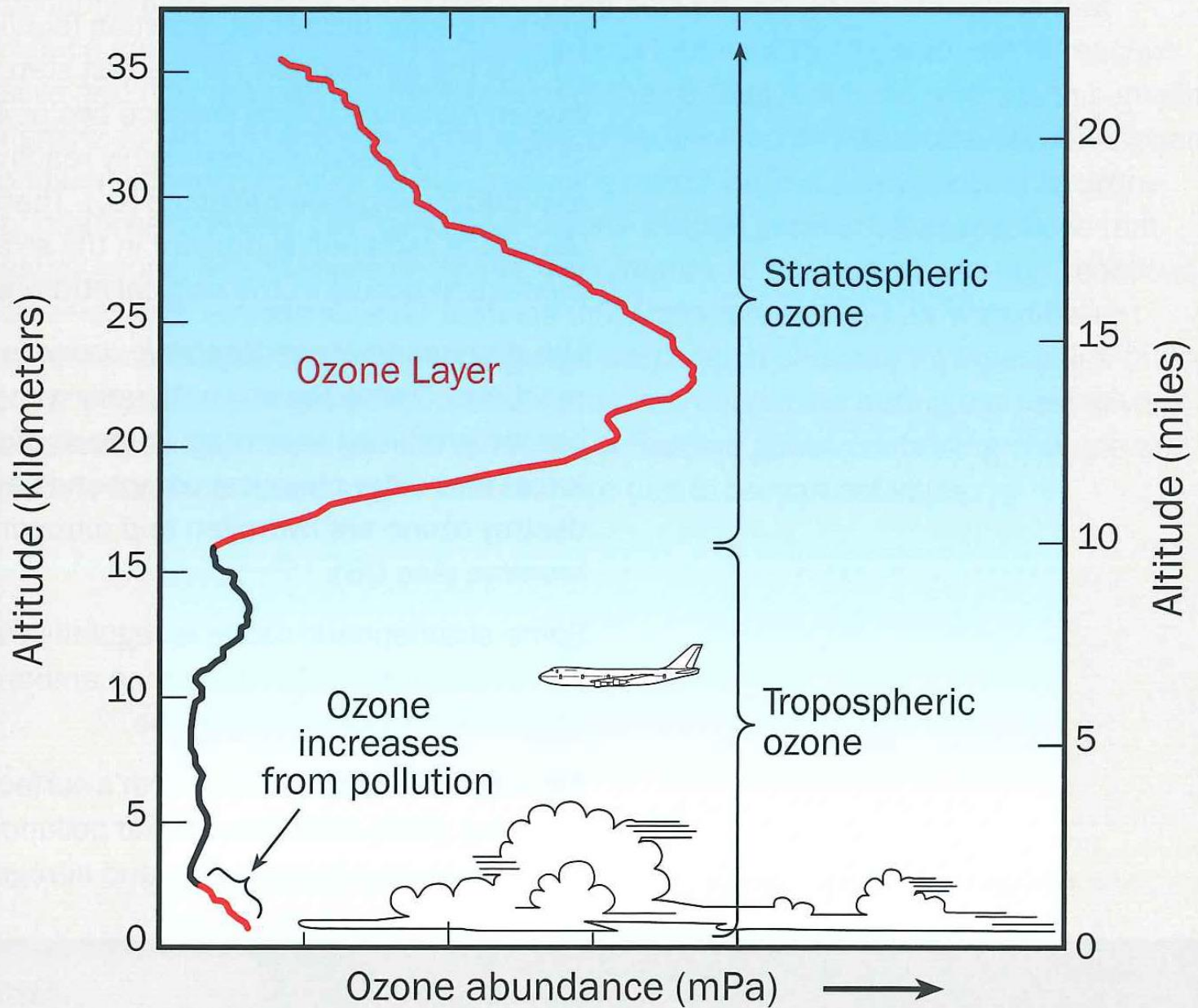
地球環境とハロン

- ▽ ハロンの地球環境における位置付け
- ▽ ハロンのリサイクル・リユースと設置の促進
- ▽ 消防情報の交流

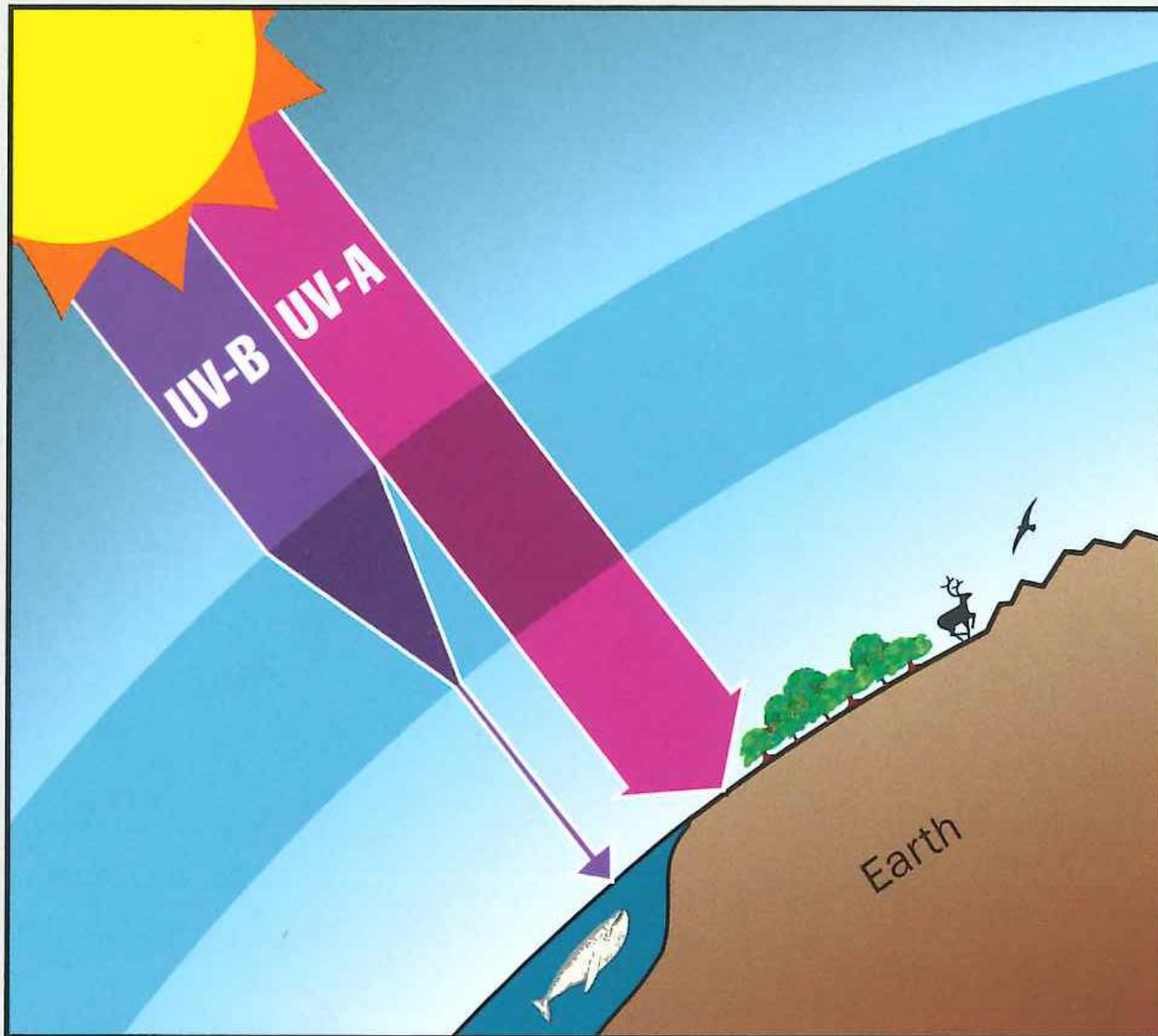


特定非営利活動法人 消防環境ネットワーク
副会長 木原正則

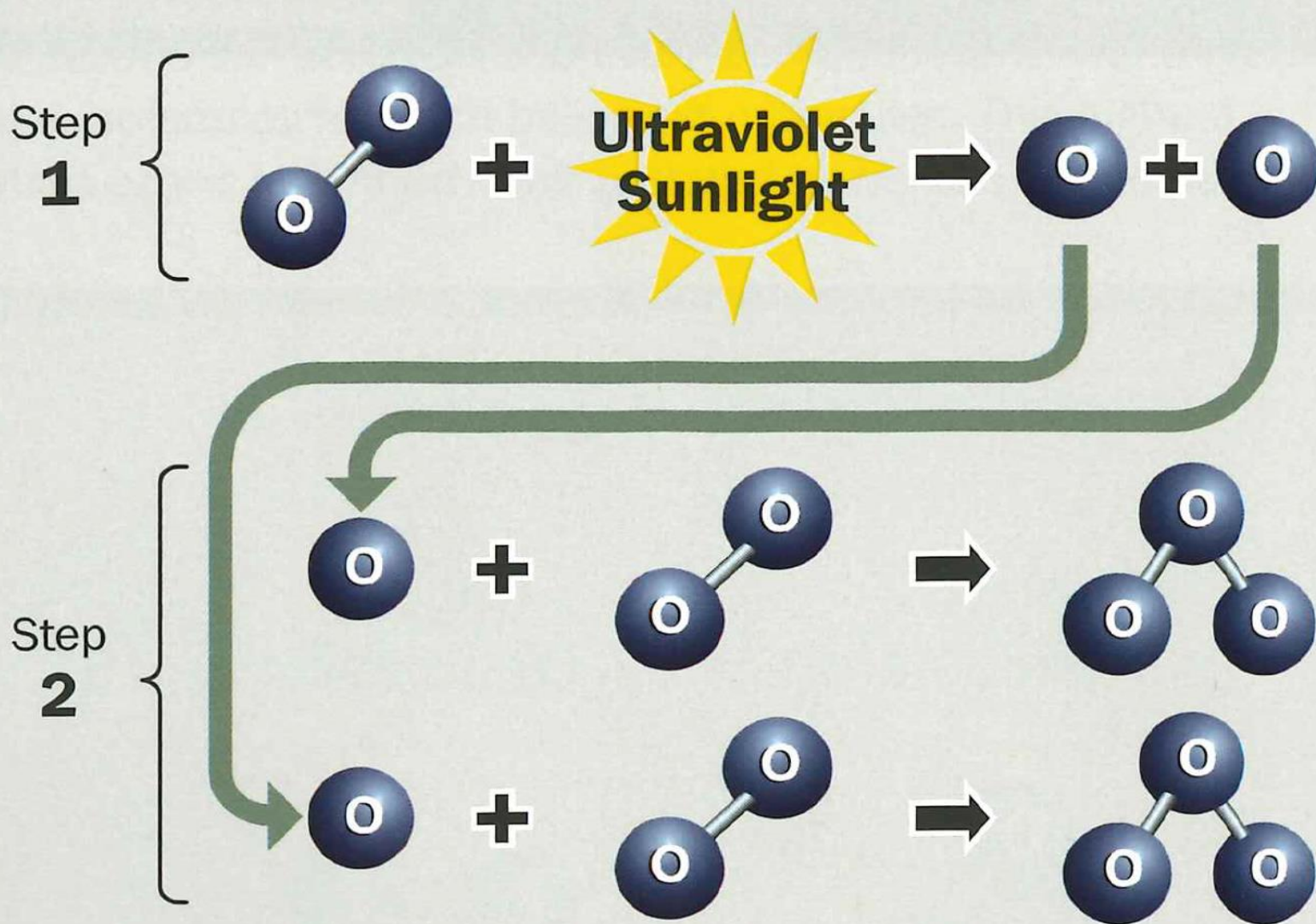
Ozone in the Atmosphere



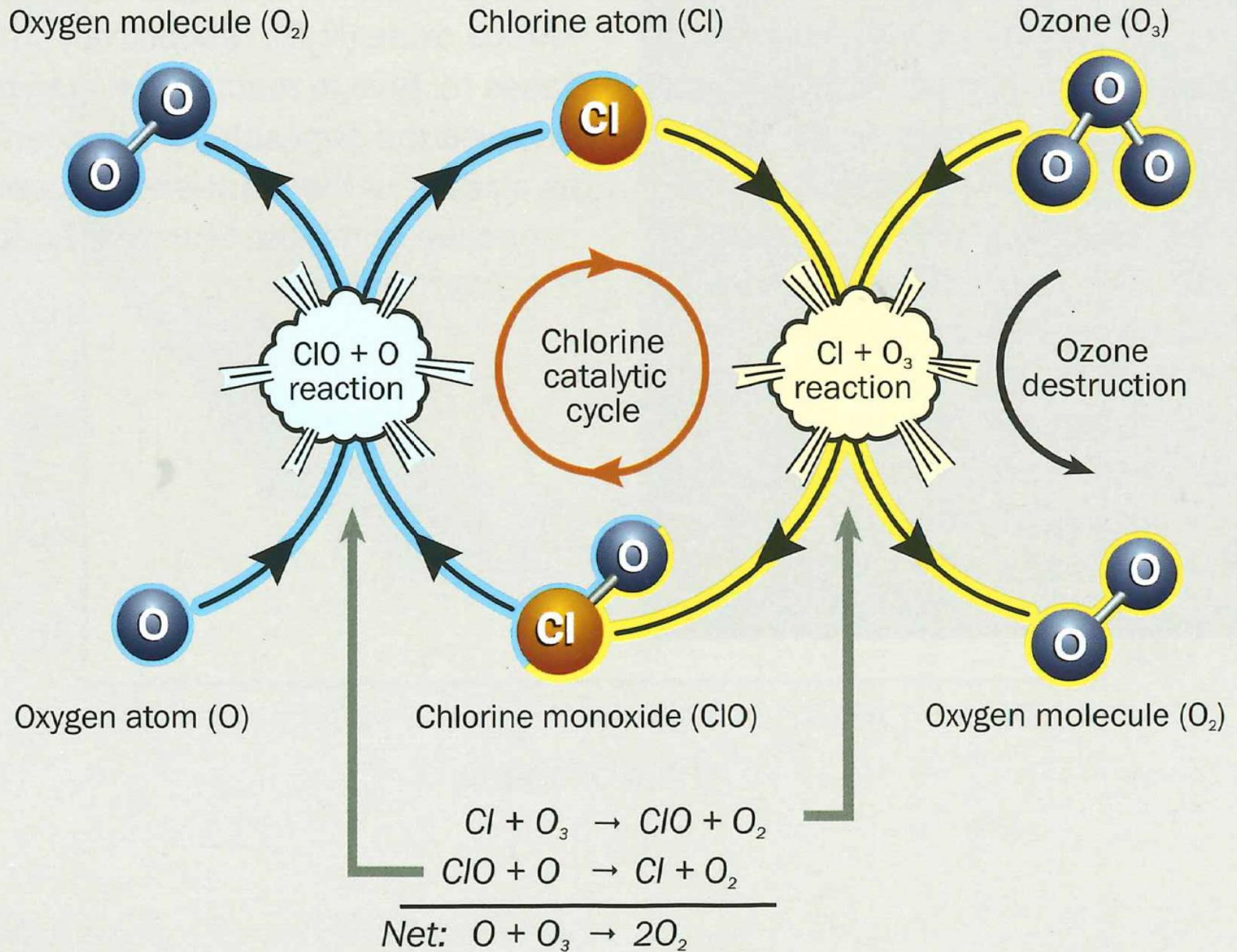
UV Protection by the Ozone Layer



Stratospheric Ozone Production

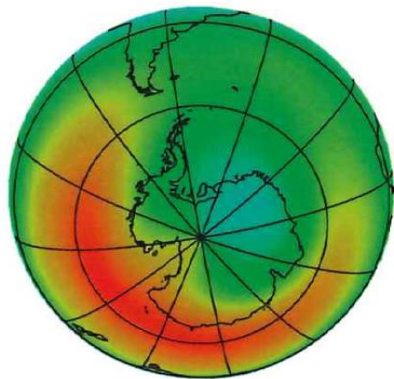


Ozone Destruction Cycle 1

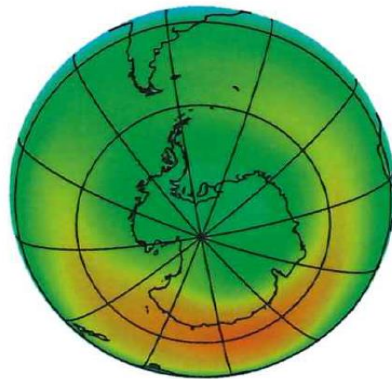


Antarctic Total Ozone

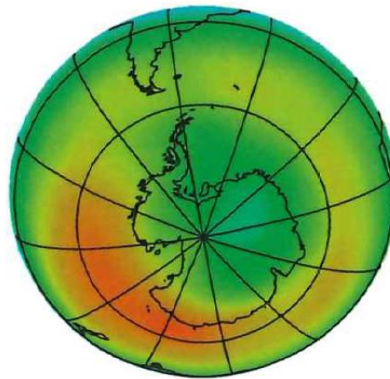
(October monthly averages)



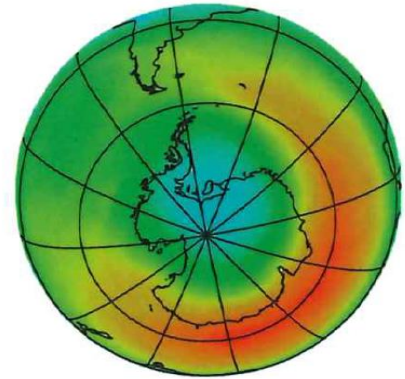
1970



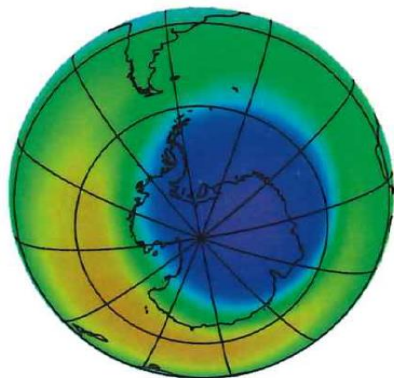
1971



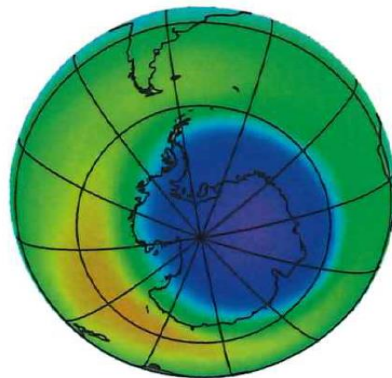
1972



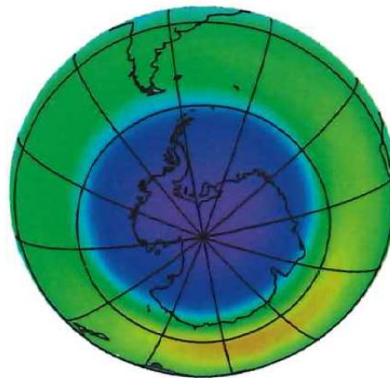
1979



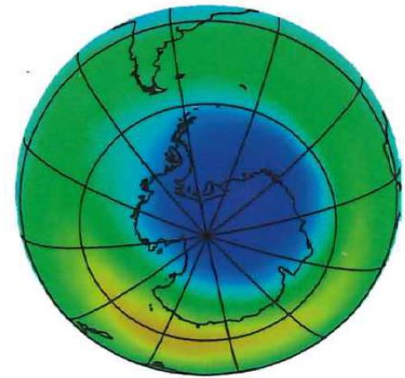
2007



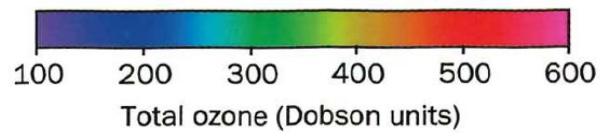
2009



2011



2013



■ハロン等に係るオゾン層保護・地球温暖化防止の主な沿革

世 界

■フルオロカーボンによるオゾン層破壊説発表(カリフォルニア大ローランド教授ら)＜1974年6月＞

■「オゾン層保護のためのウィーン条約」採択＜1985年3月＞

■「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」採択＜1987年9月＞

◆先進国でのハロン生産全廃
＜1994年1月＞

■気候変動枠組み条約第3回会合(京都議定書の採択)＜1997年12月＞

◆途上国でのハロン生産全廃(全世界での生産全廃)＜2010年1月＞

1970

1980

1990

2000

2005

2010

日 本

■「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(オゾン層保護法)制定＜1988年5月＞

■消防庁通知「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」(消防予第161号消防危第88号)＜1991年8月＞

■「ハロンバンク推進協議会」設立
＜1993年7月＞

◆ハロンの国内生産全廃
＜1994年1月＞

■「国家ハロンマネジメント戦略」を国連環境計画に提出＜2000年7月＞

■特定非営利活動法人「消防環境ネットワーク」設立＜2005年11月＞

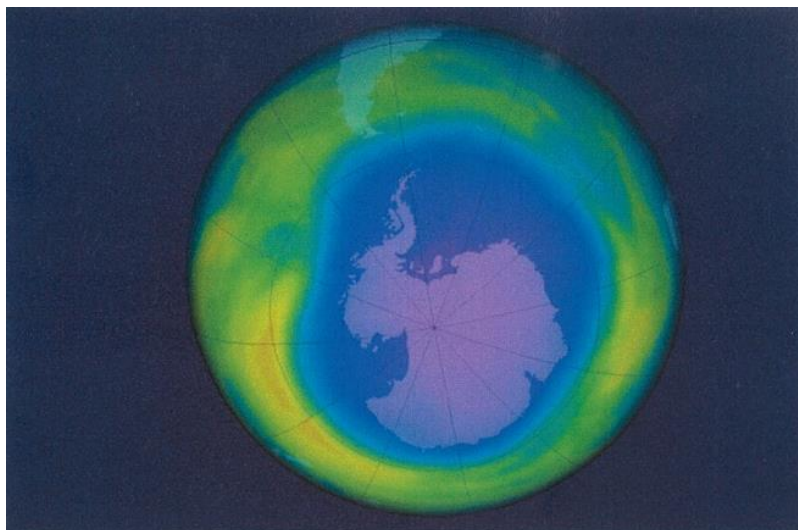
■南極上空のオゾン層が回復し始める

※SCIENCE誌(2016年 JULY)、MIT News(June 30, 2016)の記事より
フロンガス規制の効果で、南極上空のオゾン層回復し始める

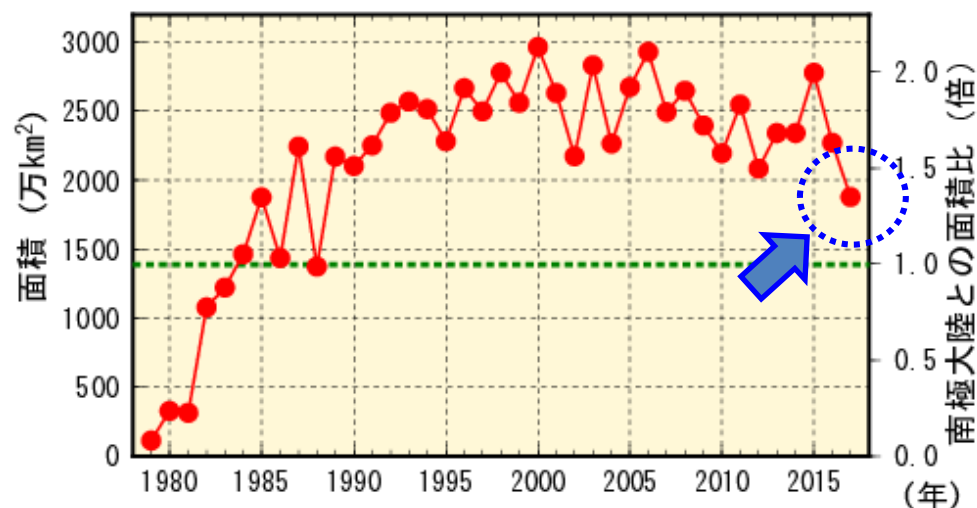
マサチューセッツ工科大学(MIT) スーザン・ソロモン氏
人工衛星、地球観測施設および気象観測気球などの計測値や
データにより、2015年9月、オゾンホールがピーク時よりも400万平方
キロメートル縮小していることを明らかにした。

※ インドの面積: 約329万km²

※ 2015年に発生したオゾンホールの急激な拡大は、主にチリのカルポコ火山の噴火(2015.4.22)によるもの



2015年10月22日に計測したデータから作成した
南極のオゾンホールのシミュレーション図

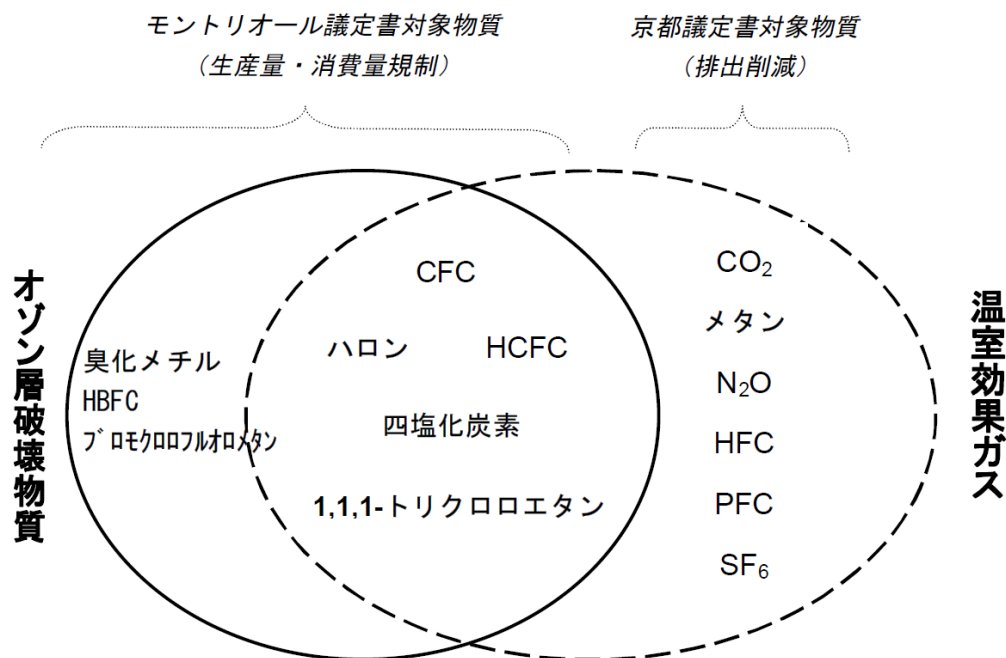


オゾンホールの面積の年最大値の経年変化※(気象庁ホームページより)
※1979年以降の年最大値の経年変化。なお、緑色の破線は南極大陸の面積を示す。
米国航空宇宙局(NASA)提供のTOMSおよびOMIデータをもとに作成。

■フロン類及びハロンの環境影響の比較

- フロン類(特定フロンのCFCとHCFC、及び代替フロンのHFC)並びにハロンは地球温暖化係数の大きい温室効果ガスであり、温室効果ガスの排出削減を取り決めた京都議定書の対象物質である
- 特定フロン及びハロンはオゾン層破壊物質でもあり、オゾン層破壊物質の生産量・消費量の規制を取り決めたモントリオール議定書の対象物質でもある
- フロン類は冷蔵庫やエアコンの冷媒、断熱材、洗浄剤、エアゾール等、幅広い用途に用いられており、これまでに生産、消費された量が多い
- ハロンの主用途は消火剤で、フロン類と比較すると生産、消費された量は少ない

オゾン層破壊物質と温室効果ガスの関係

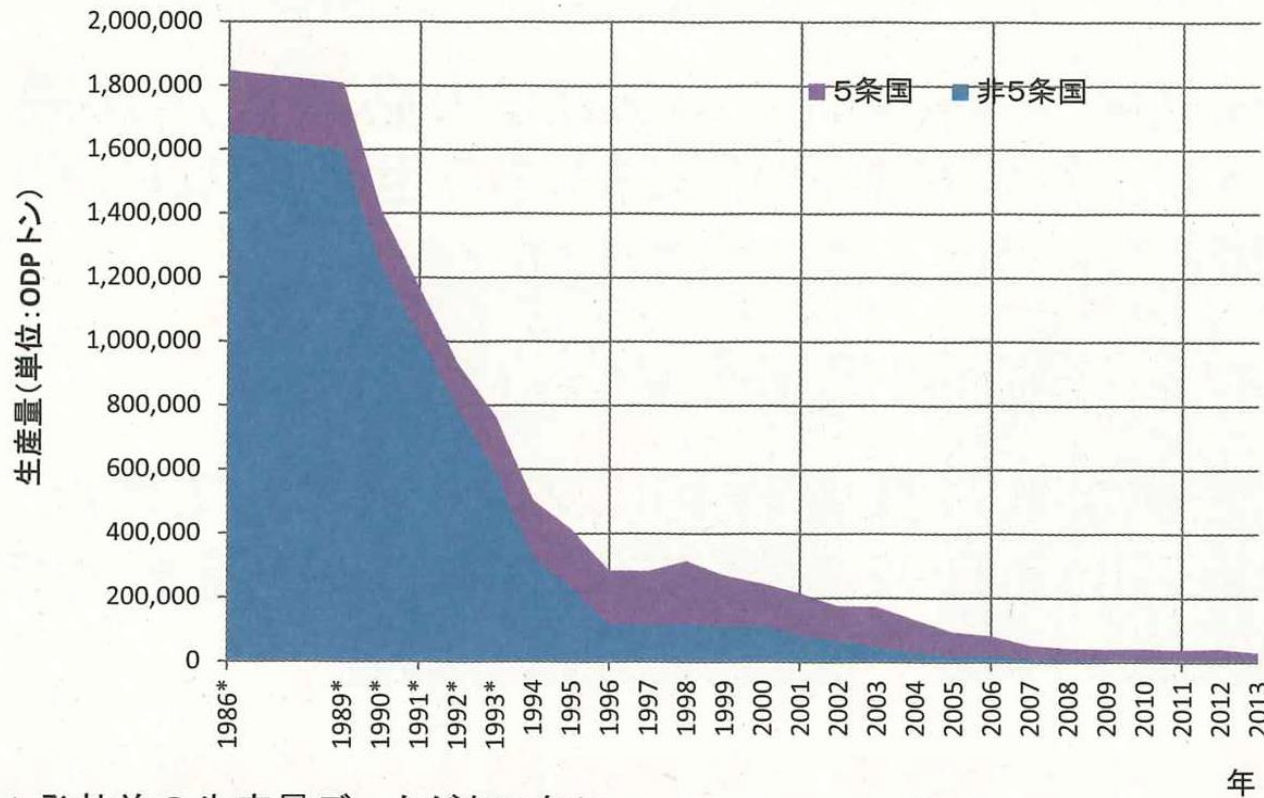


中央環境審議会 地球環境部会 第1回中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会 産業構造審議会 化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会 フロン回収・破壊ワーキンググループ 合同会議 参考資料5 オゾン層破壊物質と温室効果ガスの関係

<http://www.env.go.jp/council/06earth/y066-01.html>

管理対象となるすべてのオゾン層破壊物質の 段階的削減の進捗

オゾン層破壊物質の世界的な生産



* 発効前の生産量データがない年については、基準年の水準で推計

オゾン層破壊物質の製造と消費は、世界的に過去の水準と比較して99%の段階的削減を達成した。

訳者注: モントリオール議定書において5条国は発展途上国、非5条国は先進国を指している。

■ モントリオール議定書の成功により、大気に係る地球環境保護対策は「温暖化対策」主体へ

UN Environment Programme, World Meteorological Organization

「SCIENTIFIC ASSESSMENT OF OZONE DEPLETION:2014」について

(AFP通信「オゾン層、今世紀半ばに回復の見通し 国連報告書」2014年9月11日

<http://www.afpbb.com/articles/-/3025660?pid=0>、<http://www.afpbb.com/articles/-/3025660?pid=0&page=2>、

<http://www.afpbb.com/articles/-/3025660?pid=0&page=3>)より抜粋。一部改訂

● オゾン層保護について

- 地球を保護するオゾン層は、今後数十年以内の回復へ順調に進んでいる。
- オゾン層を破壊する化学物質を廃棄するための期限を定めたモントリオール議定書は、歴史上で「最も成功を収めた環境条約の一つ」。
- 人為的化合物の「亜酸化窒素(N₂O)」は、オゾン層を破壊する一酸化窒素(NO)の前駆物質だが、同議定書による廃止の対象にはなっていない。
- CFC類の大気中濃度が減少傾向にある中、N₂O排出への対処は「ますます重要になる」。
→モントリオール議定書の成功により、オゾン層は回復傾向にある
→N₂Oによるオゾン層破壊への対処が重要と指摘

● 地球温暖化対策について

- オゾン層の保護を目的として1987年に採択された「モントリオール議定書」は大きな成功を収めている一方、別の領域「地球温暖化」の問題を間接的に大きくしている。
- CFC類の代替物質としてハイドロフルオロカーボン(HFC)類への移行が進んでいる(中略)。HFC類は、オゾン層を攻撃しないが、太陽熱を吸収する強力な物質になる。
- 現在のHFC類の年間排出量は、CO₂に換算すると約5億トンに相当する。
- HFC類の排出量は年間約7%の割合で増加しており、年間のCO₂換算排出量が2050年までに最大で88億トンに達する可能性がある。これは、CFC類が1980年代末に達したピーク値の95億トンに近い数字。
→オゾン層保護のための代替フロンへの移行により、HFC類の排出量が増加している
→「オゾン層保護と温暖化対策」から「温暖化対策」主体の取り組みへ

■オゾン層破壊物質の成層圏中の濃度(全世界・2012年)

●フロン類等の塩素系の濃度

- 合計: 3,300ppt
- うち人為発生源: 約2,760ppt(合計の84%)
- フロン類(CFC、HCFC): 約2,260ppt(合計の69%、人為発生源の82%)

●ハロン等の臭素系の濃度

- 合計: 20.2ppt
- うち人為発生源: 約9.7ppt(合計の48%)
- ハロン(1211、1301): 約7.3ppt(合計の36%、人為発生源の75%)

→分子の数量の比では、成層圏中のハロンはフロン類の300分の1以下、ODP比では20分の1程度である

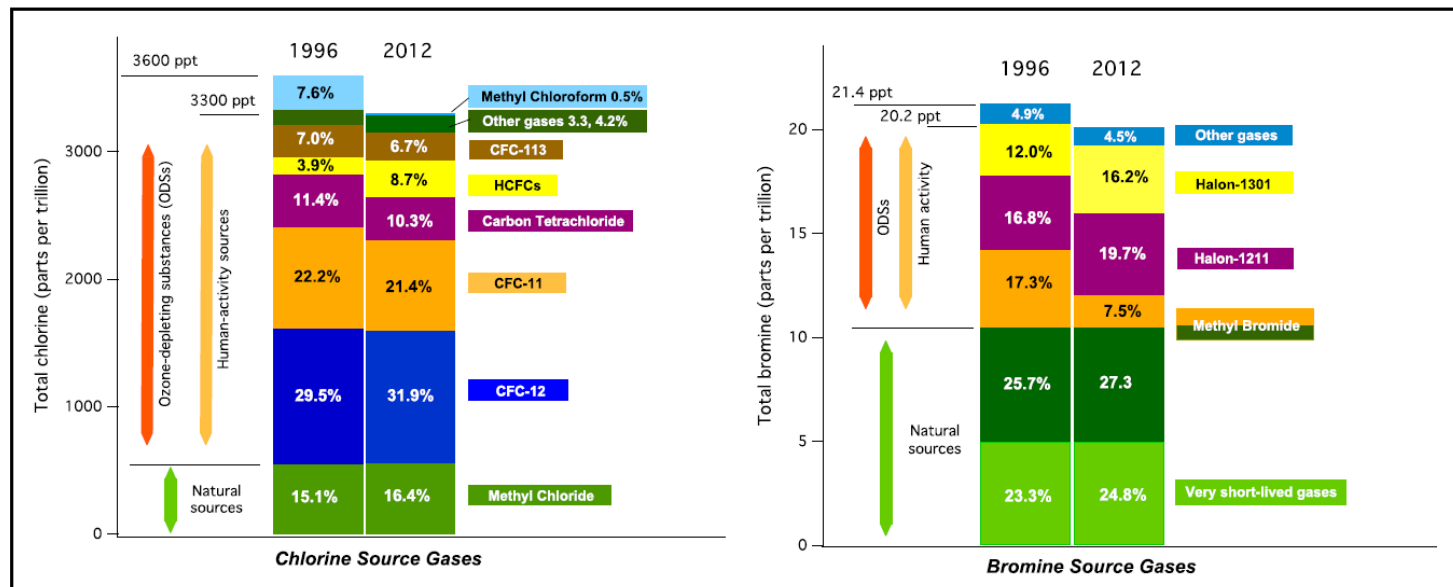


Figure 1-6-1. Relative contribution to total tropospheric chlorine and total tropospheric bromine from individual and groups of compounds in 1996 and 2012. The sum of very short-lived species (CH_2Cl_2 , CHCl_3 , C_2Cl_4 , COCl_2) is shown as “other gases” for chlorine, while halon-1202 and halon-2402 are included as “other gases” for bromine.

■「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(通称「フロン排出抑制法」)の概要

フロン排出抑制法が2015年4月1日より施行。各対象に求められる内容は下表のとおり。

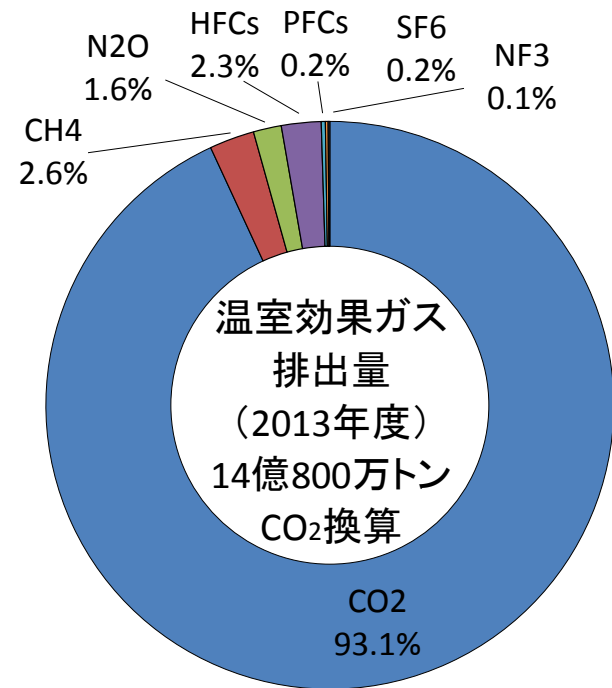
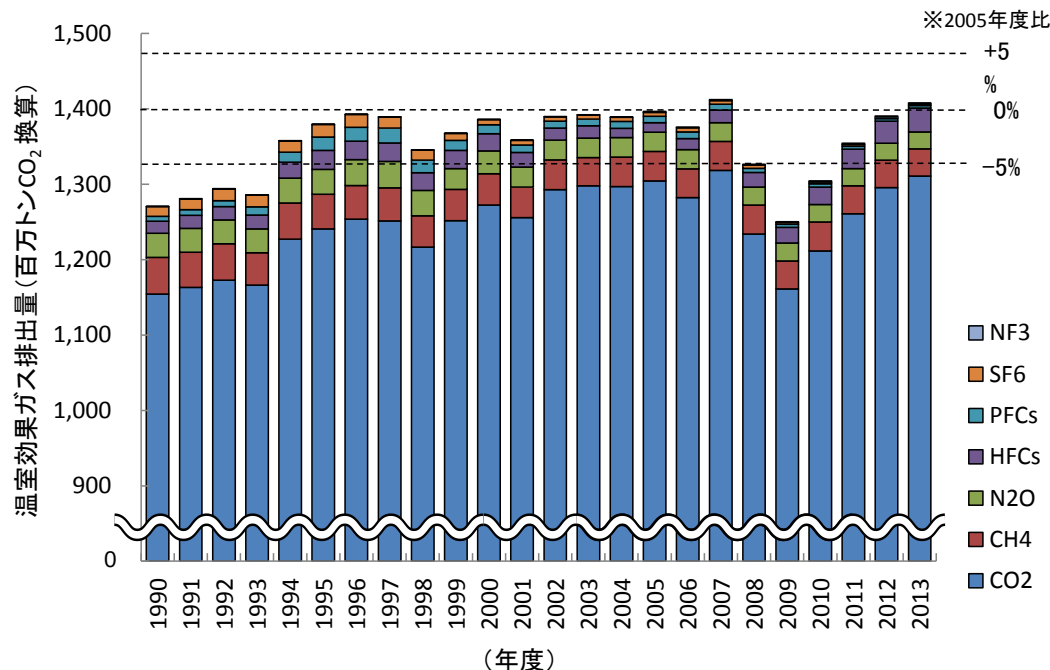
対象	内容
フロン製造業者	◆フロン類の低GWP化、フロン以外への代替 ◆代替ガス製造のために必要な設備整備、技術の向上、フロン類の回収・破壊・再生の取り組み
機器製造業者	◆指定製品の低GWP化・ノンフロン化(GWP目標値の目標年度までの達成) 指定製品: 家庭用エアコン、業務用エアコン、自動車用エアコン、コンデンシングユニット・定置式冷凍冷蔵ユニット、中央方式冷凍冷蔵機器、硬質ウレタンフォーム断熱材、ダストブロワー → 消火設備、消火器は含まれていない ◆GWP値や環境影響度、目標値、目標年度等の表示やラベリング
管理者(ユーザーなど)	◆機器の簡易点検、定期点検 ◆漏洩防止措置、修理しないままの充填の原則禁止 ◆点検・修理、充填・回収等の履歴の記録・保存 ◆算定漏洩量の報告(1,000CO₂-t/年以上の事業者)
充填回収業者	◆充填業の登録 ◆充填・回収行為の登録業者への委託の義務化 ◆機器の漏洩状況の確認、漏洩箇所・状況の管理者への説明 ◆充填中の漏洩防止
再生・破壊業者	◆「再生」行為を定義し、業規制を導入 ◆再生行為には「再生業者」の許可が必要(国による許可制)

参考: 「フロン排出抑制法の概要～改正法に基づき必要な取り組み」 2015年1月 環境省・経済産業省
「フロン法完全対策」 日経エコロジー 2015年3月号

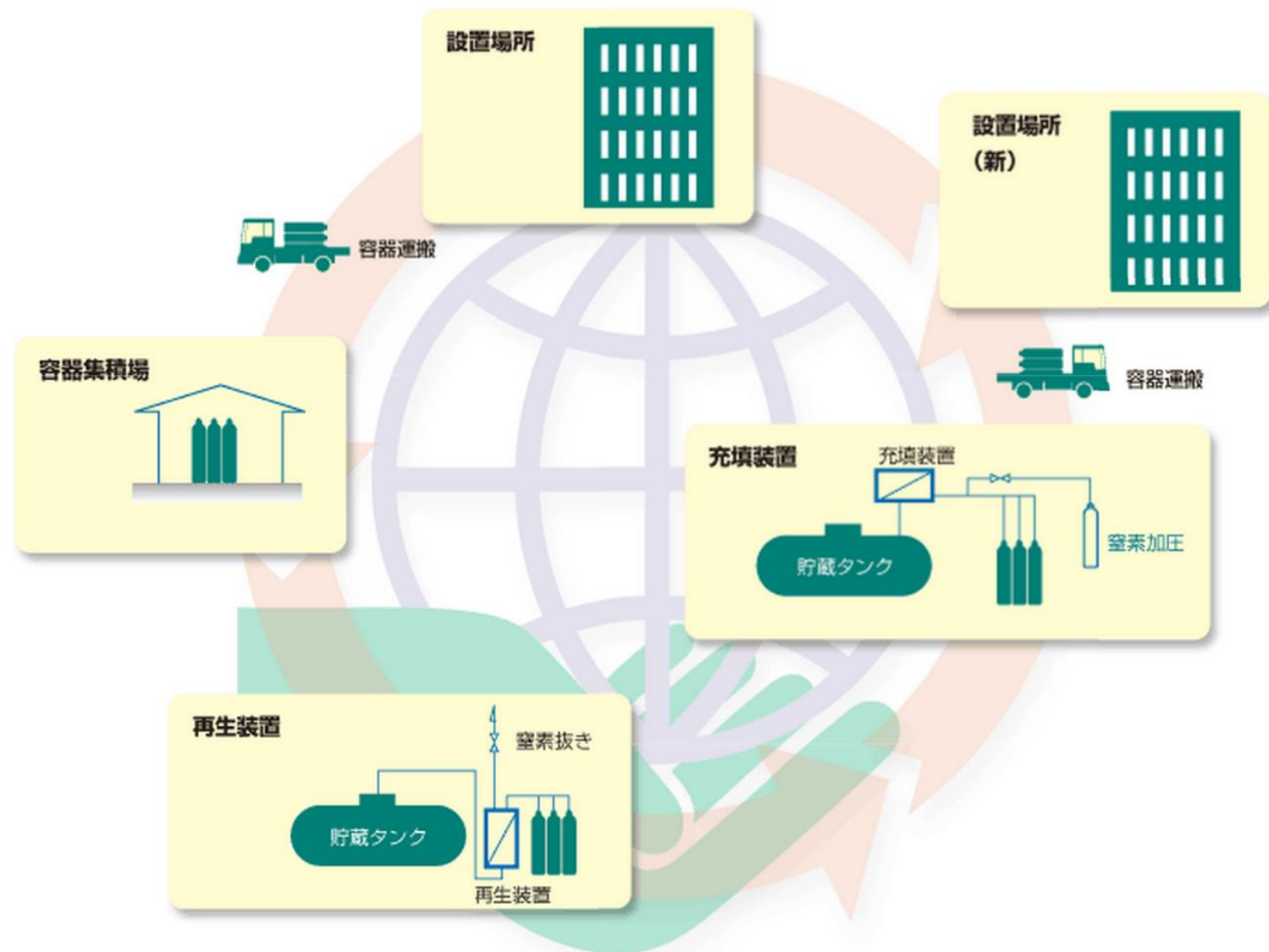
■ 地球温暖化へのハロンの影響度

- 京都議定書の対象となっている温室効果ガスの2013年度における排出量は14億800万t(CO₂換算、以下同じ)。
 - うち代替フロン(HFCs)は3,178万tで全体の2.3%を占めている。
 - 下掲図にはハロンの排出量15.8万tは含まれていないが、この量を加算して割合を求めると、0.01%となる。
- 定量的な観点からもハロンの地球温暖化への影響度は極めて小さい

温室効果ガス排出量の推移(1990-2013年度)



ハロン消火剤のリサイクルフロー



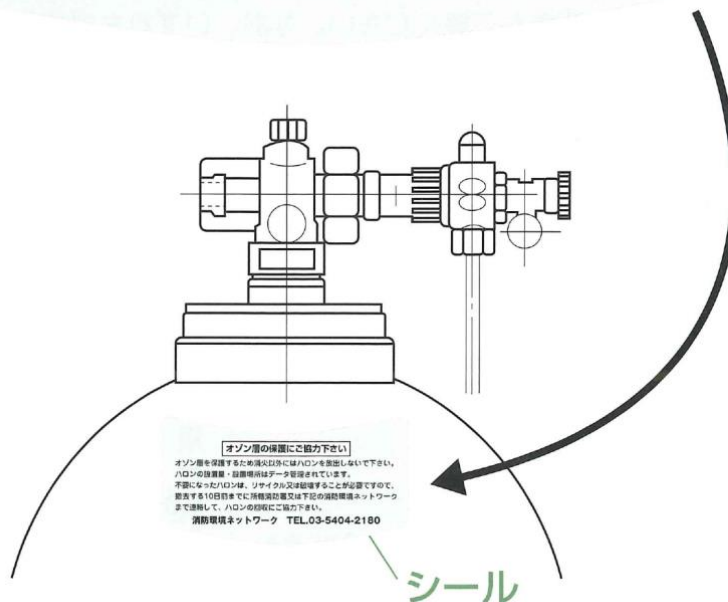
ハロン容器には注意書シールを貼付してください

オゾン層の保護にご協力下さい

オゾン層を保護するため消火以外にはハロンを放出しないで下さい。
ハロンの設置量・設置場所はデータ管理されています。
不要になったハロンは、リサイクル又は破壊することが必要ですので、
撤去する10日前までに所轄消防署又は下記の消防環境ネットワーク
まで連絡して、ハロンの回収にご協力下さい。

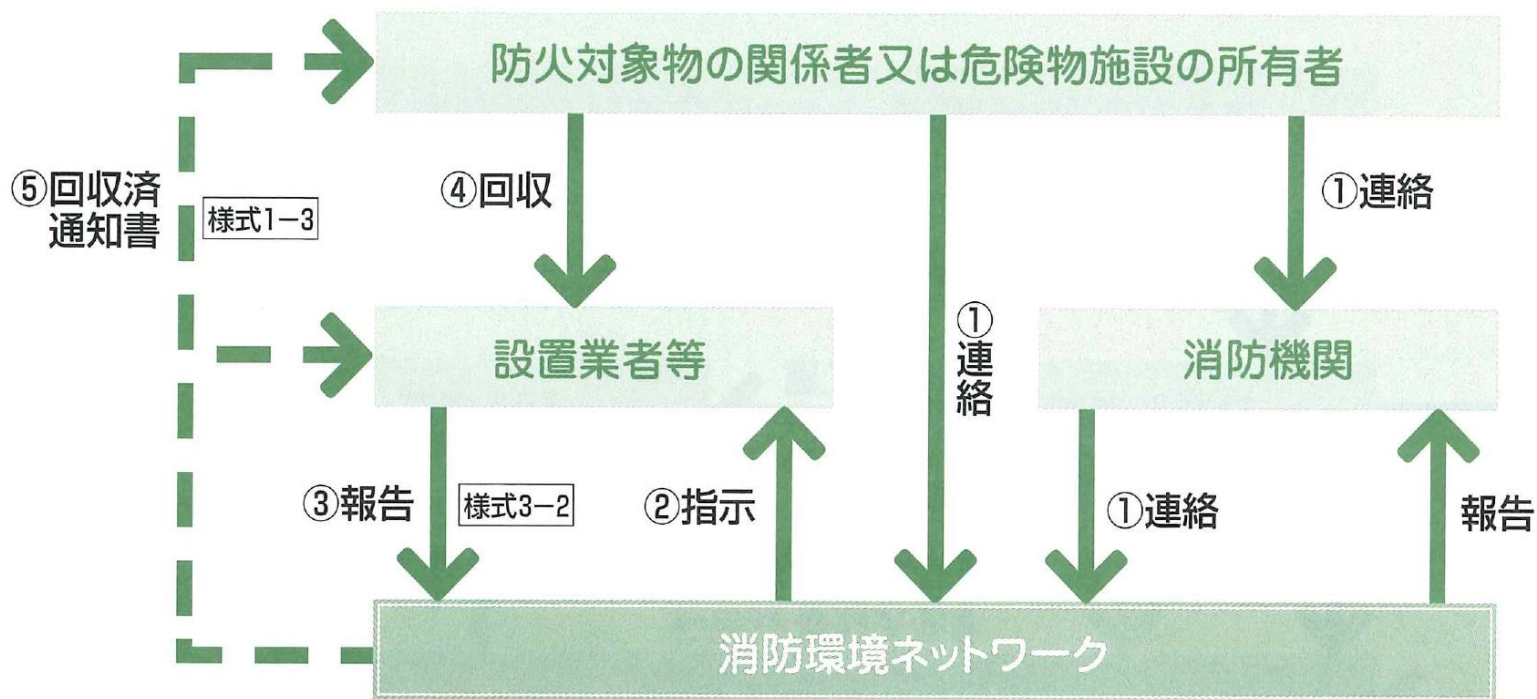
消防環境ネットワーク TEL.03-5404-2180

シール



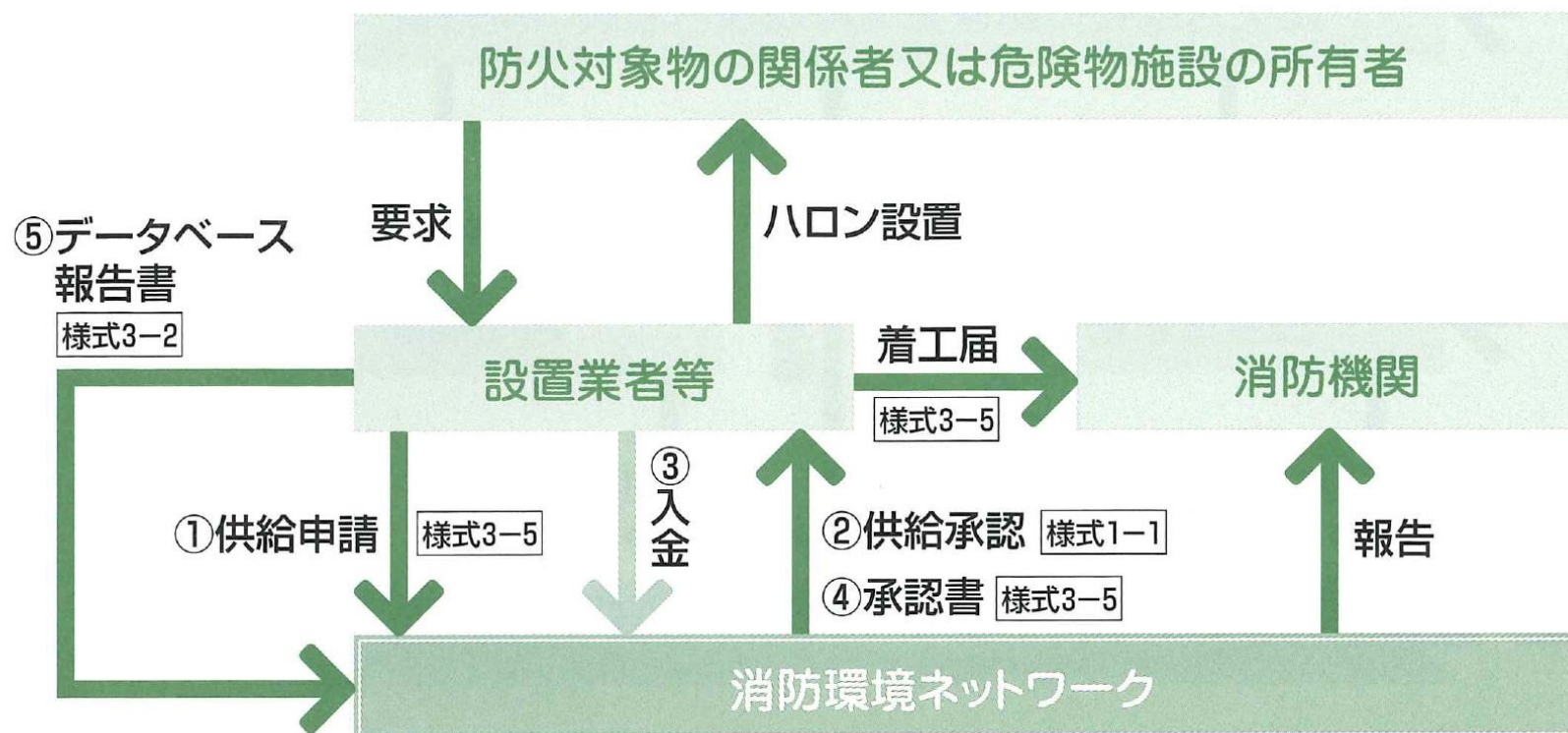
不要となったハロンを回収するときは…

ハロンの回収フロー



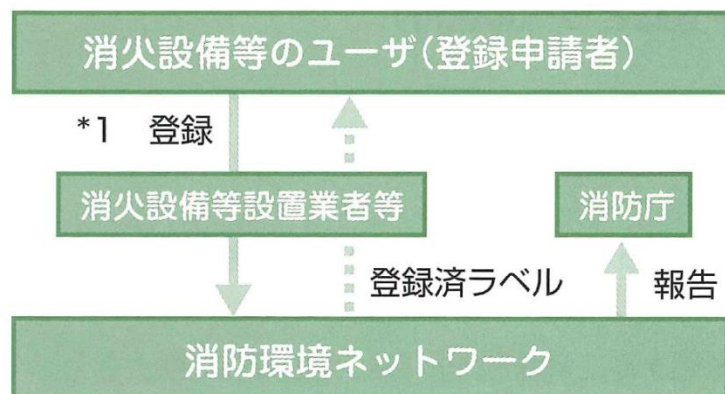
ハロンの供給を受けるときは…

ハロンの供給フロー



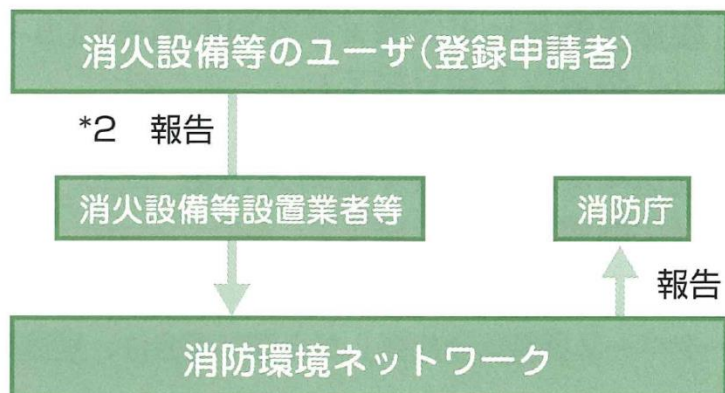
登録制度のフロー

(1) 消火設備等の設置時の登録（着工届出時又は許可申請時）



*1
様式 4-1
ガス系消火剤を使用する消火設備等
「データベース報告書」
(新規) による。

(2) 消火設備等の設置後の変更・回収（撤去）時の報告



*2
様式 4-1
ガス系消火剤を使用する消火設備等
「データベース報告書」
(変更・回収) のいずれかによる。
ただし回収時の報告は平成 18 年 4
月 1 日以降に登録した物件にかぎる。

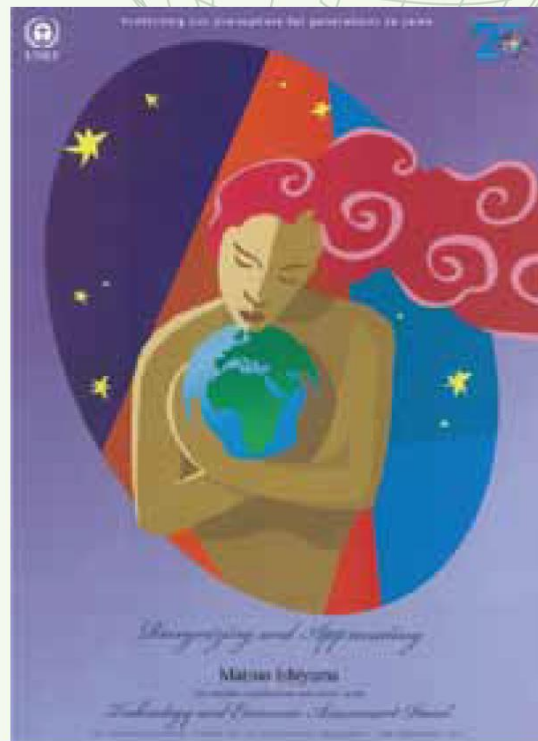
日本のハロン管理に対する世界の評価

日本のハロン管理システムは、1996（平成8）年に米国環境保護庁（EPA）から「オゾン層保護賞（EPA Stratospheric Ozone Protection Award）」を受賞しました。また、2000（平成12）年には、主催：日刊工業新聞社、後援：通商産業省（当時）／環境庁（当時）の第3回オゾン層保護大賞の「環境庁長官賞」を受賞しており、オゾン層保護の観点から国内外から高く評価されています。

また、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が25周年を迎えた2012年9月、日本のハロン技術選択委員会

（HTOC：Halons Technical Options Committee）委員2名に対し、国連環境計画（UNEP）から感謝状が贈られました。

▶ 感謝状



▼ 受賞盾



国家ハロンマネジメント戦略

関係 8 省庁（防衛庁、環境庁、外務省、水産庁、通商産業省、運輸省、消防庁、警察庁、いずれも当時の名称）が検討を行い、日本における「国家ハロンマネジメント戦略」を取りまとめ、UNEP のオゾン事務局に提出しました。（平成 12 年 7 月）

基本方針（概略）

「国家ハロンマネジメント戦略」に記された「戦略の基本方針」の概略は以下のとおりです。

我が国においては、消防法により、ハロン消火設備・機器の適正な設置・維持が確保され、不用意な放出防止、排出抑制に効果をあげている。さらに、関係者の自主的な取組により、ハロンバンク推進協議会（現 消防環境ネットワーク）を中心として、ハロンの管理、回収・再利用、無害化等についての確かつ円滑な運用・取組が行われており、オゾン層保護の観点から十分かつ最適なハロン排出抑制が図られていることから、現状をベースとしつつ、次に掲げる事項について重点的な取組を図ることとする。

- [1] ハロンデータベースの信頼性を引き続き確保していくとともに、適正な管理の推進を図る。
- [2] 施工、維持管理、回収等に伴う不用意な放出を防止する。
- [3] ハロン消火設備・機器の新設は、防火安全上必要な用途について認める。
- [4] 既存のハロン消火設備・機器については、建物及び移動体のライフサイクルと整合を図りつつ、ハロンの補充を継続する。
- [5] 既存のハロン消火設備・機器が廃止・撤去される場合には、ハロンを的確に回収する。
- [6] 防火安全及びハロン排出抑制の観点から、再利用することが必要な回収ハロンは、品質を確認のうえ、供給用として管理する。

消防庁の指導

総務省消防庁のホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) の「よくある質問とその答え」には、次のとおり掲示されています。

Q ハロンは地球環境を破壊する悪者であり、消防用設備等に使用すべきではないという意見がありますが、政府の見解はどうなっていますか。

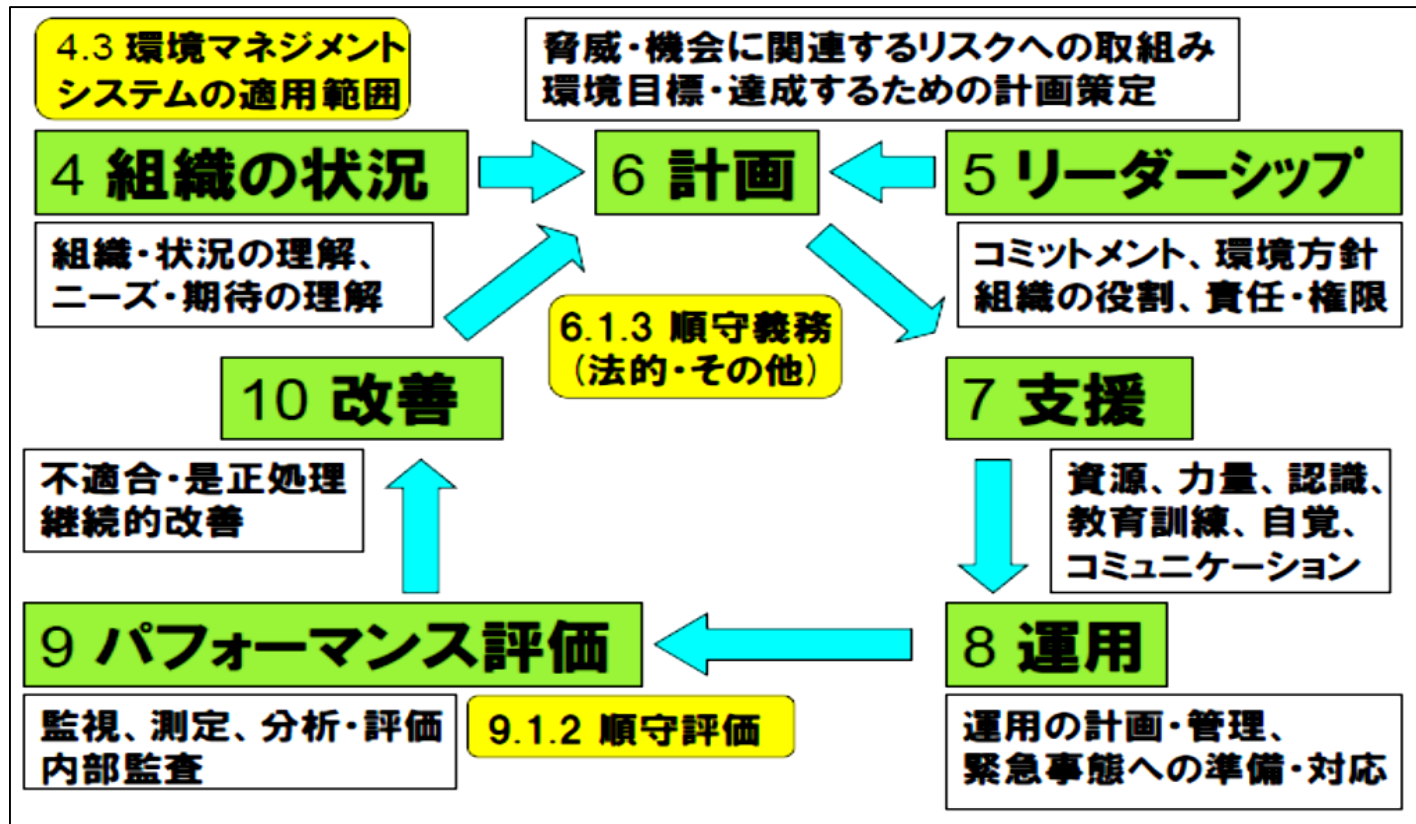
A 平成 12 年に日本政府が国連環境計画（UNEP）に提出した「国家ハロンマネジメント戦略」でも明らかなように、特定非営利活動法人「消防環境ネットワーク」を中心にハロンの設置、回収、再利用について徹底したリサイクルシステムの管理が行われており、むしろハロンを有効に活用してこのリサイクルシステムを維持促進することが、地球環境の維持に寄与するものであるというのが、消防庁、環境省等を含めた政府の見解です。ハロンは特に消火性能に優れ、人体に対する安全性が高いものですから、必要不可欠な用途には積極的に使用すべきものです。

■ハロン消火剤とISO14001の状況

ISO14001(環境マネジメントシステム)は、組織として環境に関するルーティンを構築することで、ISO14001に従ったルーティンが構築されていれば、認証されることになる。

➡ 消防法で認められたハロン消火剤の設置そのものを否定することではない。

ハロン消火剤を設置していても、ISO14001の認証取得は可能である。



■ ハロン消火剤(消火設備)と他のガス系消火剤(消火設備)との比較

- ハロン1301は、有人区画に設置が可能で、毒性、絶縁性、浸透性、汚損性についても良好である。
- ハロン1301は、避圧措置が不要である。
- ハロン1301は、他のガス系消火剤と比較して、貯蔵容器数が最も少なく、ボンベ室の容積が小さくなる。

分類	ガス系消火設備								粉末消火設備	水系消火設備
	ハロゲン化物消火設備				不活性ガス消火設備				—	—
消火剤	ハロン1301	HFC-23	HFC-227ea	FK-5-1-12	二酸化炭素	窒素	IG-55	IG-541	—	—
設置条件 (消防法施行規則)	有人区画に 設置可	常時無人区画 に設置	常時無人区画 に設置	常時無人区画 に設置	常時無人区画 に設置	常時無人区画 に設置	常時無人区画 に設置	常時無人区画 に設置	有人区画に 設置可	有人区画に 設置可
毒性	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
絶縁性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
浸透性	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
汚損性	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
避圧措置	不要	必要	必要	必要	不要	必要	必要	必要	—	—
貯蔵容器数 (対ハロン1301)	1	1.8	2	2.6	3.3	4.8	5.7	5.6	—	—

■ ハロン消火剤の優位性

- ハロン消火剤は、ガス系消火設備の中で唯一有人区画に設置が可能で、毒性、絶縁性、浸透性、汚損性についても良好である。
- ハロン消火剤は、新ガス系消火剤に求められる避圧口の設置が不要である。
- ハロン消火剤は、他のガス系消火剤と比較して、必要な貯蔵容器数が最も少なく、必要設置スペース(ボンベ庫)の容積が最も小さい。
- ハロン消火剤の設備コストは、二酸化炭素の約2/3、窒素の約半分となり、安価で設置できる。(容積500m³、防護区画数を3系統とした場合で、避圧口やボンベ庫の工事費用は除く)

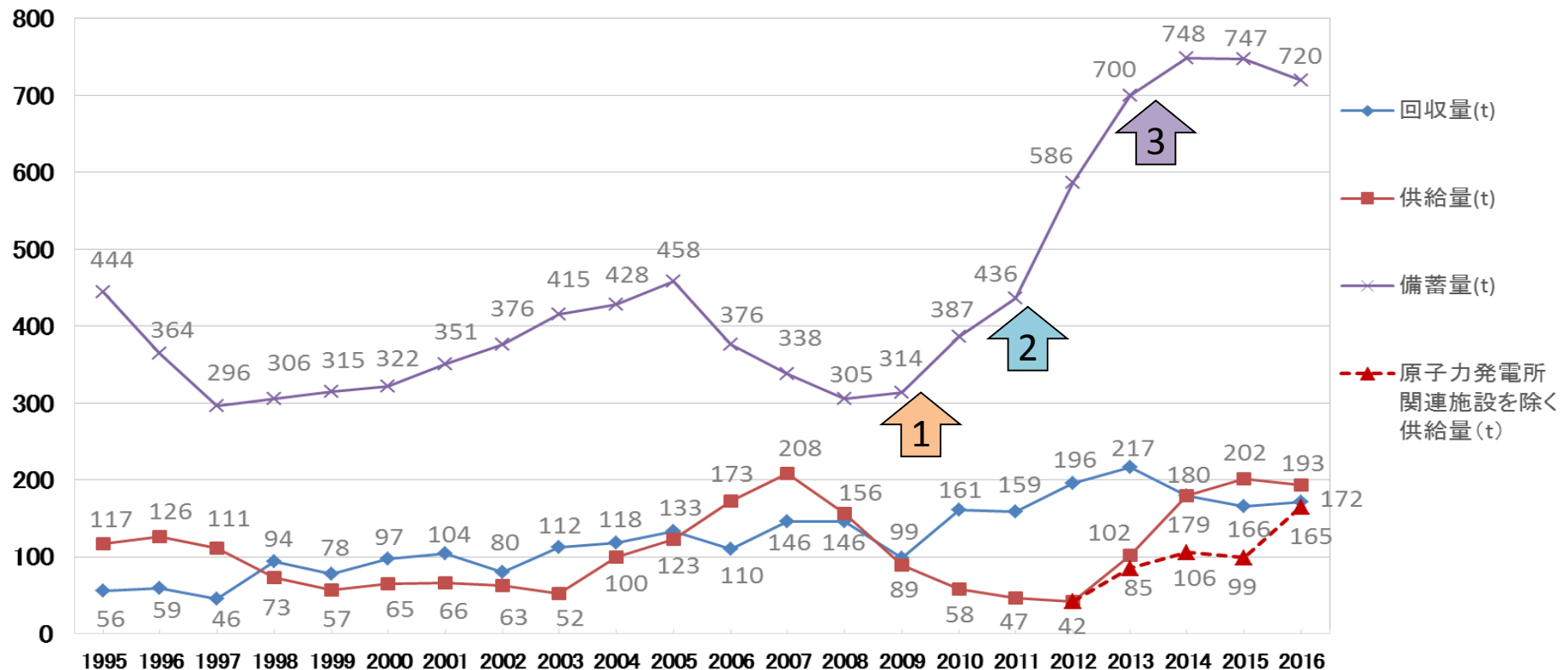
■ ハロン消火剤の回収、供給、備蓄量の推移

年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
回収量(t)	56	59	46	94	78	97	104	80	112	118	133
供給量(t)	117	126	111	73	57	65	66	63	52	100	123
備蓄量(t)	444	364	296	306	315	322	351	376	415	428	458
年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
回収量(t)	110	146	146	99	161	159	196	217	179	166	172
供給量(t)	173	208	156	89	58	47	42	102 (85)	180 (106)	202 (99)	193 (165)
備蓄量(t)	376	338	305	314	387	436	586	700	748	747	720

- ※1 供給については、新規+補充設置分
 ※2 供給量、回収量は、NPO法人消防環境ネットワークの実績値を示す。
 ※3 備蓄量は会員企業からのアンケート調査値(供給量と回収量との差とは連動していない。)
 ※4 (赤字)は原子力発電所関連施設を除く供給量(t)

- 1 容器弁点検の通知(消防予第132号)リーマンショック
 2 東日本大震災
 3 容器弁点検の告示(告示第19号)

ハロン1301の回収、供給、備蓄量



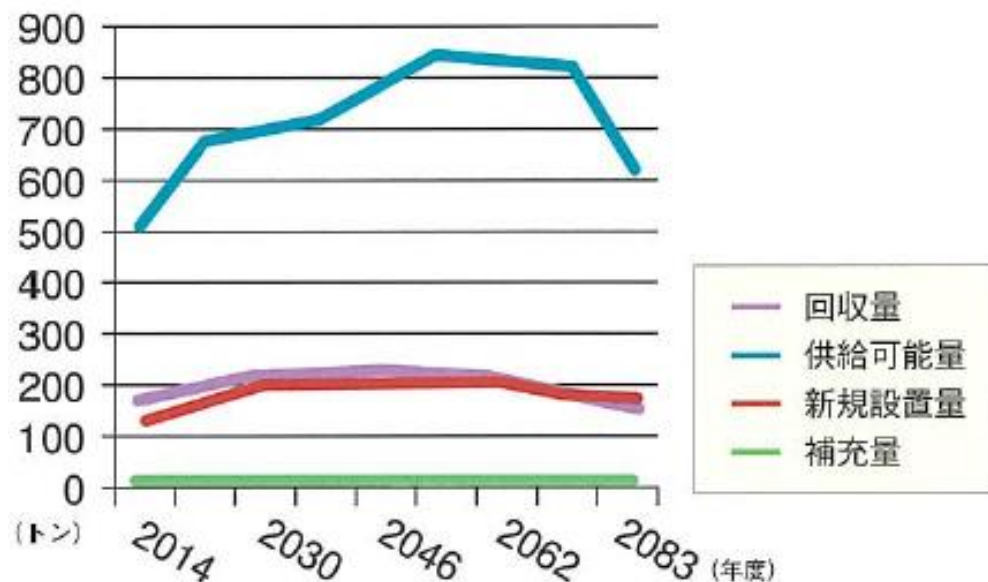
ハロン消火剤の将来予測



少なくとも70～100年間は十分に供給可能

ハロンの回収量を建物寿命等から推計したところ、2066年頃まで毎年約200t、その後も2083年まで160tを超える量と見込まれる。

一方、新規設置量が毎年200t程度で、かつ容器弁の安全性点検用に200tを確保しておいたとしても、さらに、供給できる量(供給可能量)は、500t～850tとなり、今後少なくとも70～100年間は十分に供給できると考えられる。



■ハロン消火剤の積極的活用の推進①

- 駐車場等（機械式駐車場、自走式駐車場、スロープ、車路）におけるガス系消火剤の設置率を平成26（2014）年度と27（2015）年度の設置件数で比較すると、ハロン1301が19%、二酸化炭素が53%、窒素が22%、その他6%となり、二酸化炭素の設置率が高い。
- 同様に、設置消火剤量で比較すると、ハロン1301が19%、二酸化炭素が44%、窒素が27%、その他10%となり、やはり二酸化炭素の設置率が高い。
- 立体駐車場に設置した二酸化炭素消火設備は、人命に関わる放出事故を多発している。その原因は、二酸化炭素の毒性や消火設備の知識不足による一般人の誤操作が多く、安全対策不足や消火設備の知識不足による点検時の誤操作、区画貫通部分の埋め戻し不十分による漏洩、他の設備工事で電気配線への損傷による放出、経年劣化による容器弁の破壊等、さまざまである。（平成5年以降、死者4名、負傷者6名）
- 機械式駐車場や自走式駐車場は防護区画内に人が乗り入れることから、人命を絶対に損わないようにするため二酸化炭素消火設備を設置せず、ハロン消火剤をより積極的に活用すべきである。

■ハロン消火剤の積極的活用の推進②

- 同様に、通信機室等その他(電算機室、サーバ室、信号機械室、通信機器室、他)の防護区画内に人が立ち入る可能性がある用途(クリティカルユース)には、二酸化炭素の使用を避けてハロン消火剤を積極的に活用すべきである。
- さらに、クリティカルユースではないが、発電機室等(変圧器室、電池室、配電盤室、電源室、他)の点検等で人が立ち入る可能性がある用途にも、万が一の事故を考慮して、ハロン消火剤を活用することが望まれる。
- 以上のほか、窒素も相当量が使用されているが、ハロン消火剤と比較するとボンベ本数が極めて多くなり避圧口も必要であることから、設備コストとして割高である。経済的合理性を考えるならば、当然のことながらハロン消火剤を積極的に使用することが望ましい。

■ハロン消火剤と危険物施設への対応 ①

- 消防環境ネットワークが、平成28年度の調査研究事業として、(一財)全国危険物安全協会に調査を委託。

- (一社)日本化学工業協会の会員会社等**127事業所**より回答あり。

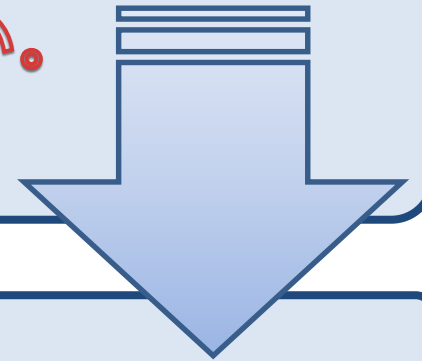
- アンケート調査を実施
 - ・ ハロン1301にどのようなイメージをもっているか
 - ・ ハロン1301を用いた消火設備・機器の選定理由について 等々

- 一部に、次のようなイメージをもたれてることが判明。
ハロン1301は、
 - 環境問題により規制されている。
 - 生産が中止されており、供給に不安がある。
 - 人体に対する安全に不安がある。 等々

■ハロン消火剤と危険物施設への対応 ②

- “ハロン消火剤について、正しい情報を記載した資料”を、
消防環境ネットワークが作成。

▽ ハロン消火剤は、使っていないものではない。
▽ 将来への不安もない。 等々



- (一社)日本化学工業協会の「会員サイト」に、資料を掲示。

ハロン消火剤についての
正しい情報の周知を図った。

Webサイト

消防交流広場とは？

www.fesc119.net



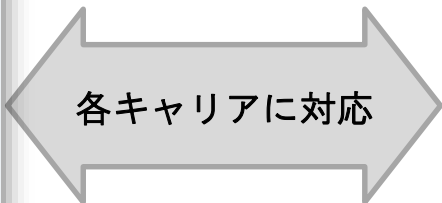
消防関係の業務に携わる方々に対し、安全センターから有益な情報を提供するとともに、消防に係る情報の共有や意見交換が行われることを目的とした会員制Webサイトです。



消防交流広場のイメージは？

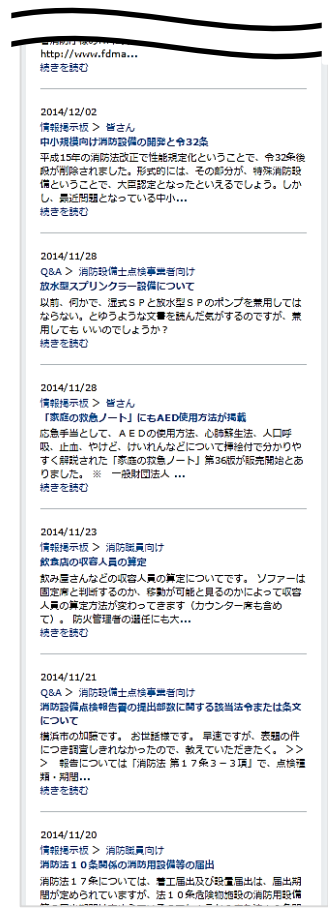
トップページでは、各コンテンツをアイコンで表示し、最新のスレッドやニュース等を掲示しています。

トップページ（パソコンの画面）



※ 画面の横幅に合わせ伸縮します。

トップページ（スマートフォンの画面）



消防交流広場の会員区分 & 料金体系

料金は年会費制（更新時請求書送付）
支払方法 → 有料会員は、「クレジット決済」
→ 団体会員は、「銀行振込」または「コンビニ払込」

年会費

有料会員



年会費：3,000円(税別)

団体会員



ご入会人数	年会費(税別)
1～9人の場合	3,000円 × 人数
10～19人の場合	2,900円 × 人数
20～29人の場合	2,800円 × 人数
30人を超える場合	2,700円 × 人数

※ 入会または更新時における1回の申込時の人数に応じ料金を設定

年会費無料

無料会員



コンテンツの
一部を利用可能

- 無料会員の閲覧エリア
利用可能なコンテンツ
- ◇ 様式・リーフレットDL
 - ◇ 検討会報告書
 - ◇ 事例研究・アンケート
- 一覧のみ閲覧可能なコンテンツ**
- ◆ 交流掲示板
 - ◆ 消防関連Q & A
 - ◆ 通知
 - ◆ 月刊フェスク
 - ◆ 広場からのお知らせ etc.

「交流掲示板」

ハンドルネームで、消防に関する意見や情報を投稿し交流するもの

スプリンクラー、樹脂製消火器、時事的な話題等消防に関する様々な情報を交換するためのツールとして利用できます。

交流掲示板

メッセージ・意見を投稿する

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリー一覧

全てを見る

防火管理者向け

消防設備士点検事業者向け

消防職員向け

皆さん

カテゴリー一覧

カテゴリー

フィルター 全て

中小規模向け消

投稿者: コウリュウオタク

「家庭

投稿者: fes

飲食店

投稿者: う

パッケージ型自動消火設備の報道

投稿者: 9球 | 投稿日時: 2016/02/02 13:01:58

1票

3件

いいね

コメントする

バブコメの結果などを踏まえ、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」を平成 28 年 1 月 29 日に公布したとHPにありました。

平成28年度防火設備検査員講習日程

投稿者: 本防災 | 投稿日時: 2016/06/14 22:53:13

平成28年度の講習申し込みが7月1日より開始されるようです。
<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/boukasetsubi28.html>
既に申込書の配布は始まっている様なので去年受講を逃した方がいらっしゃれば参考までに。

コメントする | 引用してコメントする | 不適切な発言として報告

掲示

低周波で空気をかき乱してですか・・・
となると延焼面積によって機械の出力は

本当か嘘かは何とでもですが、本当であればクリアしなければならないハードルがかなりあ
様にも思いますが新しい消火設備の形として登場するかもですね。
ただ消火器と言うよりも、大出力の電源が確保しやすい消火設備、ガス系や泡と代替と言
た方がありえるのかなと言う気は個人的にはします。

・機材の重量は約9kg、予算は600ドルほど。重低音が空気の流れを動かし、反応が盛んに起きている境界層を薄くすることで燃焼を妨げ、最終的に鎮火
窒息消火?ということでしょうか(^_^;)

「交流掲示板」

投稿例

ハンドルネーム「ハンター」さんが、情報を求めると…!?



複合用途防火対象物の設備算定について

投稿者：ハンター | 投稿日時：2017/02/14 10:03:13

たとえば、木造1000㎡の防火対象物があり、500㎡の店舗と500㎡の飲食店であった場合は、各用途毎に設備算定をするとあるので、屋内消火栓は不要という考え方でよいでしょうか？ご教授お願いいたします。



返信者：め組の大吾郎

無窓階でなければ設置する必要はないです。



返信者：にこ253

令9が適用され消防用設備等の設置が必要なくなることから、条例というものがあり、東京では延べ面積1,000㎡以上で屋内消火栓設備の設置義務があります。



返信者：ナベ

当市では付加条例にて内栓の設置を義務付けています。
「その他の防火対象物にあっては1,000平方メートル以上のもの」

め組の大吾郎さん、にこ253、ナベさんから情報が寄せられました。

回答ありがとうございました。

私の本部では条例にありませんので今後の検討にしていきたいと考えております。

「消防関連Q&A」

消防用設備等に関する質問や質問に対する回答を投稿するもの

消防用設備等に関する疑問を解決するツールとして利用します。

消防関連Q&A

質問する

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリ一覧

全てを見る

防火管理者向け

消防設備士点検事業者向け

消防職員向け

皆さん

カテゴリ一覧

カテゴリ

フィルター ----- 並び替え 最新の投稿

検索キーワード 検索

自火報感知器の設置不要場所について

質問者：だいすけ | 質問日時：2016/10/06 18:50:03 | カテゴリ：消防職員向け

ベストアンサー

3票 2件

いいね 回答締切

病院の増築に伴う消防用設備等の設置単位について

質問者：TRIBE11 | 質問日時：2016/09/21 09:47:34 | カテゴリ：消防職員向け

なし

0票 2件

いいね 回答する

Q 食品工場で特殊消火としてハロンを設置しています。この工場は食品製造の他に人工光型植物栽培で二酸化炭素を使用し植物の成長を促しています。この二酸化炭素のボンベをハロンのボンベ庫室内に併設できないか？との質疑を業者からいただきました。みなさまの消防ではどのような見解をしているか意見をお聞かせください。

A

ガス系消火設備のガス貯蔵容器に関しては、令第16条（第17条）および規則第19条（第20条）にしたがって設置し、また他用途で使用されるガスボンベも高圧ガス保安法の規制のもとに設置されていれば法令上特に問題があるものではありませんが、メンテナンス等で誤って消火用のガス容器を操作されることがないように、十分な安全対策が施されている必要はあると考えます。

Q. 交流掲示板との違いは？

A. 回答期限を設けたり、質問投稿者がベストアンサーを選ぶことができます。

「通知・報告書等の閲覧」

通知(昭和38年～平成13年)を閲覧できます。



消防庁予防課が発出した古い通知を検索し、閲覧できます。

Q&Aで紹介された昭和52年7月14日 消防予第12号通知を探してみると...!!

「昭和52年1月27日
スプリンクラー」で検索

 法令・通知 報告書	並べ替え	日付(新着順 ▼)	昭和52年1月27日 スプリンクラー	検索
	❖ 双方の既存建築物が地下連絡路で接続されている場合の別棟... 1977-01-27			
	消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 予防救急課長 双方の既存建築物が地下連絡路で接続されている場合の別棟としての取り扱いについて 問...			
	❖ 地下駅舎と建築物等が地下連絡路で接続されている場合の別... 1977-01-27			
消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 予防救急課長 地下駅舎と建築物等が地下連絡路で接続されている場合の別棟としての取り扱いについて 問 「消防用設備等の設置単位について」(昭和50年3月5日付、消防安第26号)(以下「設置単位通達」という。)の運用について、地下駅舎と建築物等が地下連絡路(コンコースを含む。)を介して接続されている場合で、次の(1)又は(2)に適合するものについては別棟として取り扱ってよいか。(1)...				
❖ 百貨店の衣料品売場は可燃性可燃物を収納する部分に該当するか 1977-01-27				
消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 消防庁予防救急課長 百貨店の衣料品売場は可燃性可燃物を収納する部分に該当するか 問 百貨店における衣料品売場で、化粧の衣類をハンガー等に吊り下げ展示している場合、又、寝具売場にウレタンフォームのマットレス等が展示されている場合、可燃性可燃物を収納する部分に該当するか。答 昭和50年6月16日付消防安第65号「消防法の一部を改正する法律等に関する疑義応答について」(消防庁安全救急課長通達)中、4、スプリンクラー設備関係問1の回答を参照されたい。				
❖ スプリンクラーヘッドの設置が免除されている場合の適合基... 1977-01-27				
消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 消防庁予防救急課長 スプリンクラーヘッドの設置が免除されている場合の適合基準について 問 規則第13条第2項第1号で、避難階段部分ではヘッドの設置が免除されているが、いつの時点の基準法に適合していればよいか。従前の基準法に適合しておればよいか。答...				

通知

通知が見つかりました。

❖ スプリンクラーヘッドの設置が免除された部分に屋内消火栓... 1977-01-27

消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 消防庁予防救急課長 スプリンクラーヘッドの設置が免除された部分に屋内消火栓設備の設置の可否について 問...

「月刊フェスク・様式DLコンテンツ」

PDF化された過去の月刊フェスクを閲覧ができます。

- ① 月刊フェスクの主な記事が閲覧できます。
- ② 点検結果報告書、点検票等の法令様式がダウンロードできます。
- ③ 消防法の普及啓発に用いるリーフレット等がダウンロードできます。



月刊フェスク
毎月第5営業日までに最新号を掲載

「広場からのお知らせ」

消防庁や消防用設備の時事的な情報が閲覧できます。

最新情報の発信（消防のうごき・消防用設備のうごき）
消防庁が主催する検討会・WG等の情報を発信するもの

検討会

平成 28 年 10 月 13 日

第 1 回 外国人来訪者等が利用する施設における避難誘導のあり方に関する検討部会 概要
事務局：消防庁予防課

「第 3 回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」概要

平成 28 年 10 月 11 日に「第 3 回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会
事務局：消防庁予防課」が開催されました。

検討部会の構成（敬称略）

部 会 長：小林 恭一（東京理科大学大学院国際防災科学研究科教授）

副部会長：河野 守（東京理科大学工学部第二建築学科教授）

部 会 員：田辺 恵子（主婦連合会環境部）

岡野 陽朋（一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会）

齊藤 健一郎（一般社団法人日本損害保険協会生活サービス部長）

第 4 回 埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会

概要メモ

事務局：消防庁・国土交通省

1 日時

平成 29 年 6 月 21 日（水） 14:00～15:30

2 場所

合同庁舎第 2 号館（総務省消防庁）地下 2 階講堂

3 開会

4 出席（敬称略）

座長：小林恭一（東京理科大学）

委員：関澤愛（東京理科大学）、辻本誠（東京理

オブザーバー：村上敏夫（日本物流団体連合会）

森川誠（不動産協会）

消防本部：柏木修一（東京消防庁）、梅崎龍三（

特定行政庁：野川達哉（埼玉県都市整備部）、青

5 座長挨拶

これまで 3 回の検討会で、火災の状況、防火シャッターの作動状況、消防活動などについて意見交換を行い、今後の対策等について検討してきた。第 4 回の検討会では、報

広場からのお知らせ

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

アンケート

消防のうごき

消防用設備のうごき

重要事項一覧

ニュース一覧

消防のうごき

[第四回 埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会の傍聴について](#)

[第三回 埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会の傍聴について](#)

[第二回 埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会の傍聴について](#)

[第一回 埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会の傍聴について](#)

[ハロン消火剤と予防行政に関する研修会2016](#)

[最近における予防行政の動向について\(消防庁予防課\) \(2016/11/02\)](#)

[第1回 外国人来訪者等が利用する施設における避難誘導のあり方に関する検討部会 概要\(2016/10/14\)](#)

(2) 日本燃力発電設備協会が検討している分解整備点検について、今後検討することと

事務局から負荷運転の目的、方法及び特徴について説明があり、負荷運転の頻度と、日本内燃力発電設備協会が検討している分解整備点検について、今後検討することと

「広場からのお知らせ」

消防庁や消防用設備の時事的な情報を掲載

その他

講演会やセミナーなどに使用した配布資料を掲載

配布資料

IP電話回線に対応した火災通報装置製品について

IP電話回線に対応可能な火災通報装置のうち、登録認定機関による認定従来の認定マークのほか、下記のように改正告示に適合している旨が表示

火災発生!! ワンタッチで119番通報 IP電話回線の接続も可能
(一財)日本消防設備安全センター認定品 認定番号 火通-041号



パッケージ型自動消火設備 (Ⅱ型) の特例基準の

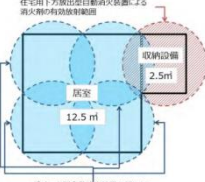
【現状】Ⅱ型は防護面積13㎡は16ℓ以上の消火薬剤で警戒することになっており、一

【課題】居室に小規模な収納設備が設置され、一の同時放射区域が13㎡を超える

【対応策】居室部分が13㎡以下で、下記条件を満たす場合は、収納設備にⅡ型ではな

○一の収納設備の床面積が3㎡以下であること。
○設置する住宅用下方放出型自動消火装置は、収納設備を防護できる性能を有してい

○Ⅱ型の点検時には住宅用下方放出型自動消火装置についてもⅡ型の点検基準に準



総務省消防庁

点検報告の有資格者により点検を行う範囲について

➤ 点検有資格者でなくても点検可能と見られる消防用設備等について
(特定小規模施設用自動火災報知設備(無線方式))

(設置基準)

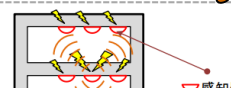
特定小規模施設(2項二、5項イ等の用途が存する防火対象物で延べ面積300㎡未満のもの等)のうち、以下の部分に設置する。

- ・建築基準法第24条第4号に規定する居室及び床面積が2㎡以上の収納室
- ・倉庫、機械室その他これらに類する室
- ・階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの

(パッケージ型自動消火設備 Ⅱ型)

(設置基準)

スプリンクラー設備の設置が必要な医療施設又は社会福祉施設



民泊サービスにおける規制改革の概要Ⅱ(規制改革実施計画:H28.6.2閣議決定)

民泊施設管理者

《枠組み》

- 登録制とし、一定の事項を義務化

仲介事業者

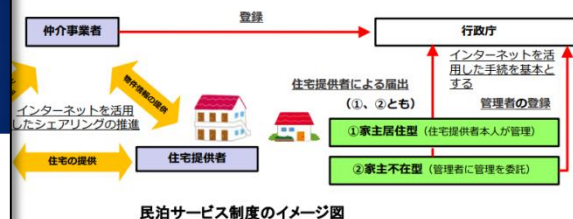
《枠組み》

- 登録制とし、一定の事項を義務化
- 届出がない民泊、年間提供日数上限など「一定の要件」を超えた民泊を取り扱うことは禁止。
- 法令違反行為を行った場合の業務停止、登録取消を可能とするともに、不正行為への罰則を設ける。

した場合の業務停止、登録取消、不正行為への罰則を設ける

最近の予防行政の動向 (消防用設備等に係る技術基準について)

総務省消防庁 予防課 設備係



お問い合わせ窓口

一般財団法人日本消防設備安全センター

企画研究部 安野・佐藤

E-mail kikaku119@fesc.or.jp

電話 03-3501-7910